

重大事故対策 – 新たに設置する常設及び可搬型の設備のメンテナンス方針 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.110

新規制基準により新たな設備を数多く設置するが、いざというときに確実に使えるようにするための日常点検などのメンテナンスはどのように実施するのか。

第20回ワーキング
(2022.2.21) で議論

ワーキングチーム検証結果

新たに設置する設備についても、既存の設備と同様に保全の計画を定め、定期的に動作確認や性能確認を実施していくことを確認。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○施設の保全に関する実施方針

- 原子力発電所では、定期的な検査等を通じて各設備の健全性を確認するとともに、機能の維持や信頼性の向上のための措置を講じている。
- 新たに導入する重大事故等対処設備（常設設備、可搬型設備）及び資機材についても、保全の計画を定め、計画に基づいて定期的な動作・性能試験等を実施していく。



原子力発電所の定期検査の目的

(出典：一般社団法人 日本原子力文化財団 原子力エネルギー図面集より一部加工)

○重大事故等対処設備の機能確認の時期、頻度等の設定方針

- 新たに導入する重大事故等対処設備等の動作確認・性能試験等の実施時期、頻度は、設備の機能や特徴、重要度等に基づき策定した保全計画によって管理していく。
- これらの機能確認以外にも、日々の巡視点検や週次・月次の外観点検等を通じて、設備の不具合等を早期に発見するように努める。

重大事故等対処設備の主な機能確認等の頻度（案）※

	性能確認 (定検時等に行う 性能確認)	動作確認 (定期的に行う 動作確認)	機能確認の頻度の 設定の考え方
常設の重大事故等 対処設備 (電源、ポンプ等)	定検停止毎 (定期事業者検査による 原子炉停止期間中)	1カ月に1回	当該設備が機能を代替する 設計基準事故対処設備（既 設の設備）と同等の頻度
可搬型の重大事故等 対処設備 (電源車、ポンプ車等)	定検停止毎（又は1 年毎） 又は 2定検毎（又は2年 毎）	3カ月に1回	運用管理の観点から、メー カー推奨値等に基づき保全 計画で設定した定期的な運 転頻度以上に設定

※試験頻度等は例示であり、内容は今後の保安規定変更認可申請における国の審査結果に基づき決定する。